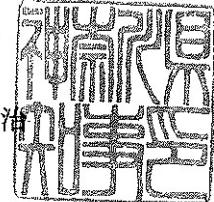


資料 2

水第 1310 号  
令和 5 年 6 月 14 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

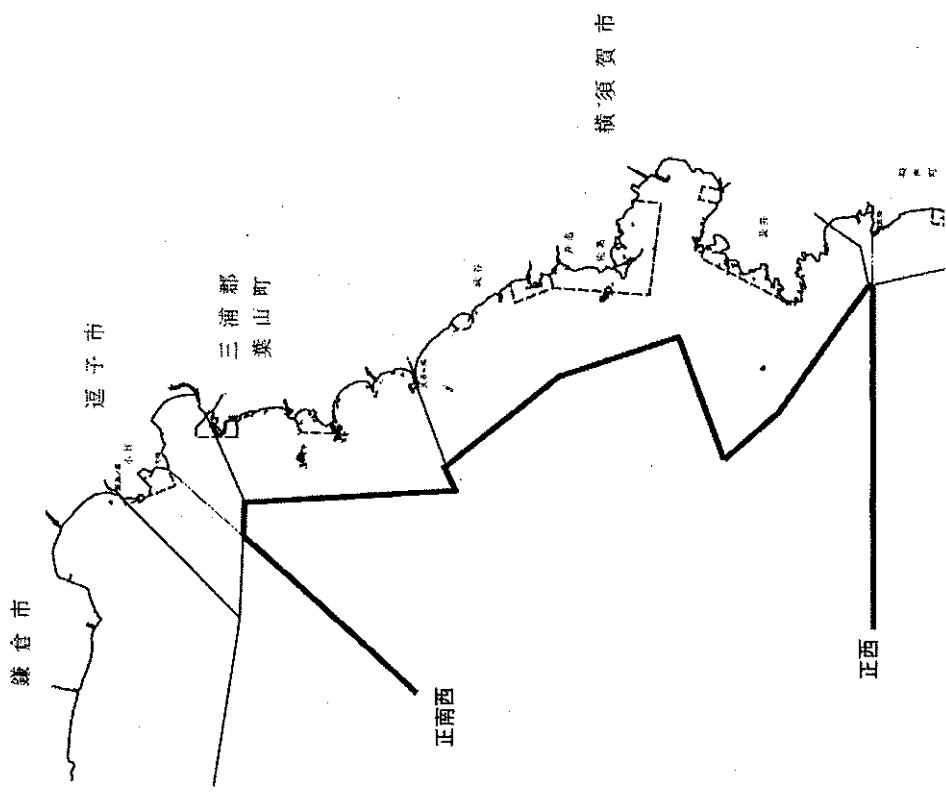


漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

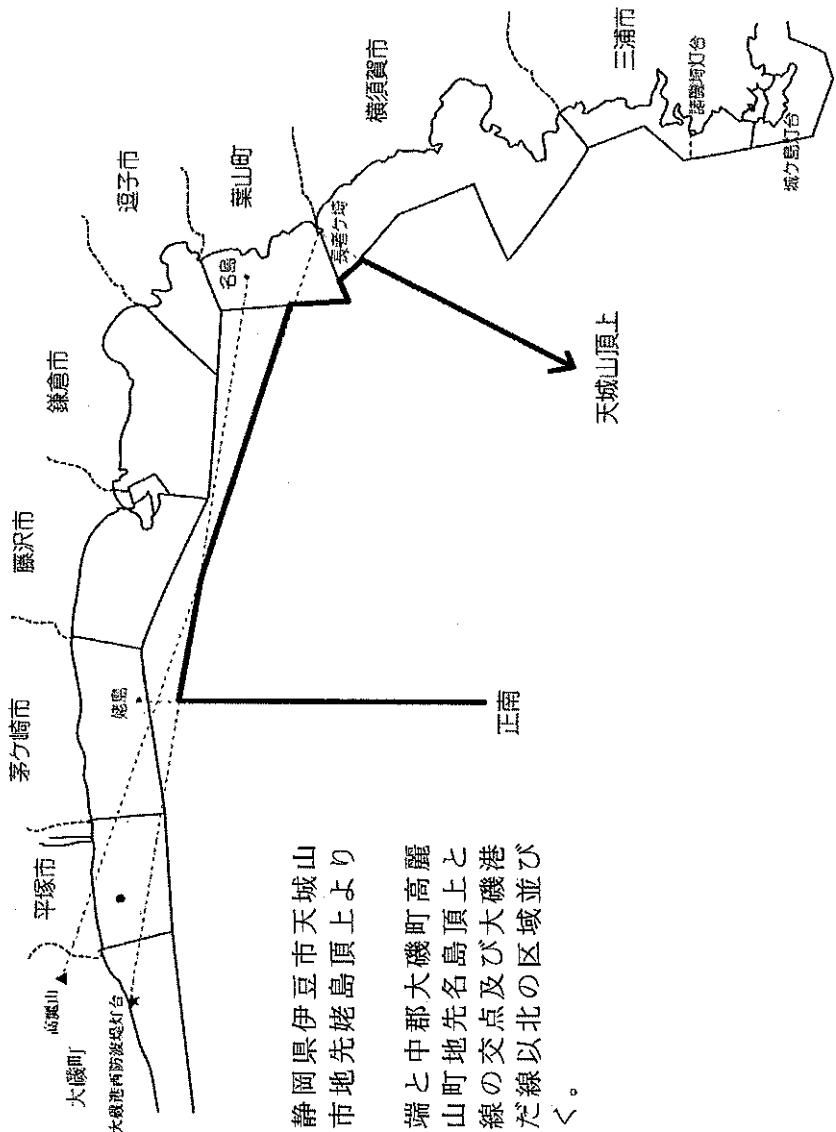
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可すべき漁業者の数(人)	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可すべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	1	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6 月 1 日から 11 月 30 日まで	横須賀市長井町に漁業根拠地を有している者	1. 漁具の規模 は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm 以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の綱の使用反数 15 反以下 2. 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	7 月 3 日から同年 8 月 2 日まで	令和 5 年 8 月 8 日から令和 8 年 5 月 21 日まで

三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



ひらめ 一枚網 漁業	1	同上	横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。	11月1日 から翌年 4月30 日まで	鎌倉市 腰越に 漁業根 抛地を 有する者 いる者	漁具の規模は 次のとおりと する。 1. 目合 15cm 以 上 2. 網丈 4.5m 以 下	同上	令和5年 8月12 日から令 和8年10 月31日 まで
------------------	---	----	---	------------------------------	---	---	----	---



#### 操業区域

横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。

14	同上	アイ、イウ、ウエ、エ才、オB、EF及びC Dの7直線と最大高潮時海岸線によつて囲 まれた区域	3月1日 から12 月31日 まで	横浜市 金沢区 に漁業 根拠地 を有し てい る者	なし	同上	令和5年 9月1日 から令和 9年12 月21日 まで
きす、 かに、 このし ろ、い しもち 一枚網 漁業		A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台 中心点	B 横須賀市夏島町1番地護岸角	C 横浜市金沢区平潟町帆橋橋台左岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿い60メートル に位置する同護岸天端海側端	D 横浜市金沢区平潟町帆橋橋台右岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メート ルに位置する同護岸天端海側端	E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流 端	F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流 端
			G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切 部天端海側南角	H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いに Gから500メートルに位置する同護岸天端海 側端	I GからHを見通した線を0度とし、Gか ら右回りに348度17分392メートルの点 Aから9度30分(真方位)1,550メート ル	点の位置 ア GからHを見通した線を0度とし、Gか ら383メートルに位置する同護岸天端海 側端	点の位置 ア GからHを見通した線を0度とし、Gか ら383メートルに位置する同護岸天端海 側端

		ルの点 工 Aから 101 度 30 分(真方位) 1,730 メート ルの点 オ Bから 76 度 20.1 分(真方位) 3,460 メー トルの点				
かれい 三枚網 漁業	12 2	同上	(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、E F 及び C D の 7 直線と最大高潮時海岸線とによ つて囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木村ふ頭東防波堤先端燈台 中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿いに 60 メート ルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流 端から北東方向に延びる護岸沿いに 7.5 メー トルに位置する同護岸天端海側端 E 端 F 端 G 部 H G から南北方向に延びる防波護岸沿いに G から 500 メートルに位置する同護岸天端海 側端 点の位置	1月 1 日 から 12 月 31 日 まで	同上 なし	同上 令和 5 年 9 月 1 日 から令和 8 年 11 月 17 日 まで

		<p>ア G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 383 メートルに位置する同護岸天端海 側端</p> <p>イ G から H を見通した線を 0 度とし、G か ら右回りに 348 度 17 分 392 メートルの点 ウ A から 9 度 30 分 (真方位) 1,550 メート ルの点</p> <p>エ A から 101 度 30 分 (真方位) 1,730 メー トルの点 オ B から 76 度 20.1 分 (真方位) 3,460 メー トルの点</p> <p>(2) カキ、カク及び陸岸によつて囲まれた 区域</p>
		<p>点の位置</p> <p>カ 南本牧ふ頭護岸南角 キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角 ク 日清オリオグループ(株)横浜磯子事業 場の海側サイロ北東端</p>

(1) アイ、イウ、ウエ、エ才、才B、才E、才F及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点の位置

A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点

B 横須賀市夏島町1番地護岸角

C 横浜市金沢区平潟町帆橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する

同護岸天端海側端

D 横浜市金沢区平潟町帆橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する

同護岸天端海側端

E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端

F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端

G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角

H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端  
点の位置

ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端  
イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点  
ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点  
エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点  
才 Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

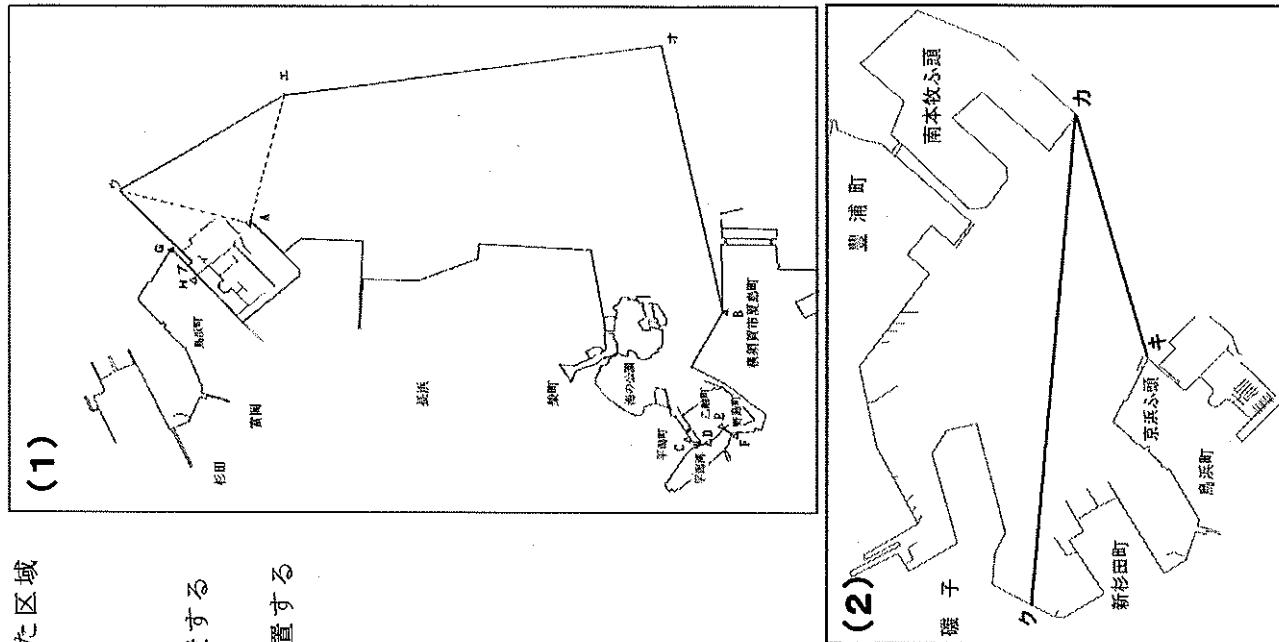
(2) カキ、カク及び陸岸によつて囲まれた区域  
点の位置

カ 南本牧ふ頭護岸南角

キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角

ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端

(1)



(2)

